

第16期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2024年6月24日（月曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社グループの損害保険会社において保険料調整行為が行われていたことにより、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社グループはこの事態を厳粛に受け止めており、全役職員一丸となってコンプライアンスの強化やお客さま第一の業務運営の徹底などを進め、信頼回復に努めてまいります。

取締役社長 グループCEO 原 典之

MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

経営理念 (ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針 (バリュー)

- **お客さま第一 Customer Focus**
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実 Integrity**
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク Teamwork**
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新 Innovation**
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム Professionalism**
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

証券コード 8725
2024年6月3日

株主各位

東京都中央区新川二丁目27番2号

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役社長 グループCEO 原 典之

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（8725）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合はインターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

3. 株主総会の目的である事項

報告 事項

1. 第16期〔2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）〕事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期〔2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）〕計算書類報告の件

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

-
- 今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じる場合は当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - 電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告のうち「保険持株会社の現況に関する事項」の「企業集団の主要な事務所の状況」「企業集団の使用人の状況」「企業集団の主要な借入先の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「特定完全子会社に関する事項」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、当社ウェブサイトへ回答を掲載させていただく予定です。ご質問を希望される株主さまは、6月11日（火）までに当社ウェブサイトよりお寄せください。なお、ご質問いただいた場合でもすべてのご質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

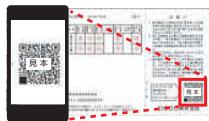
株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時 2024年6月24日（月曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使



QRコードを読み取る方法

スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。



「議決権行使コード」「パスワード」を入力する方法

議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力するうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

● **議決権行使サイト** <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時まで

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時到着

議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、中期経営計画（2022-2025）^{(*)1}においては、1株当たりの配当水準の安定性を維持しつつ、グループ修正利益^{(*)2}の50%を基本として、配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。当期の剰余金の配当につきましては、以上を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金150円^{(*)3} 総額79,515,419,100円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金270円^{(*)3}となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月25日

- *1 中期経営計画における株主還元方針は、以下「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。
- *2 グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。
- *3 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当期の期末配当の基準日は2024年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準としております。なお、株式分割後の株式数を基準に換算した当期の年間配当金は1株につき90円（中間配当金40円、期末配当金50円）となります。

〈ご参考〉株主還元方針について

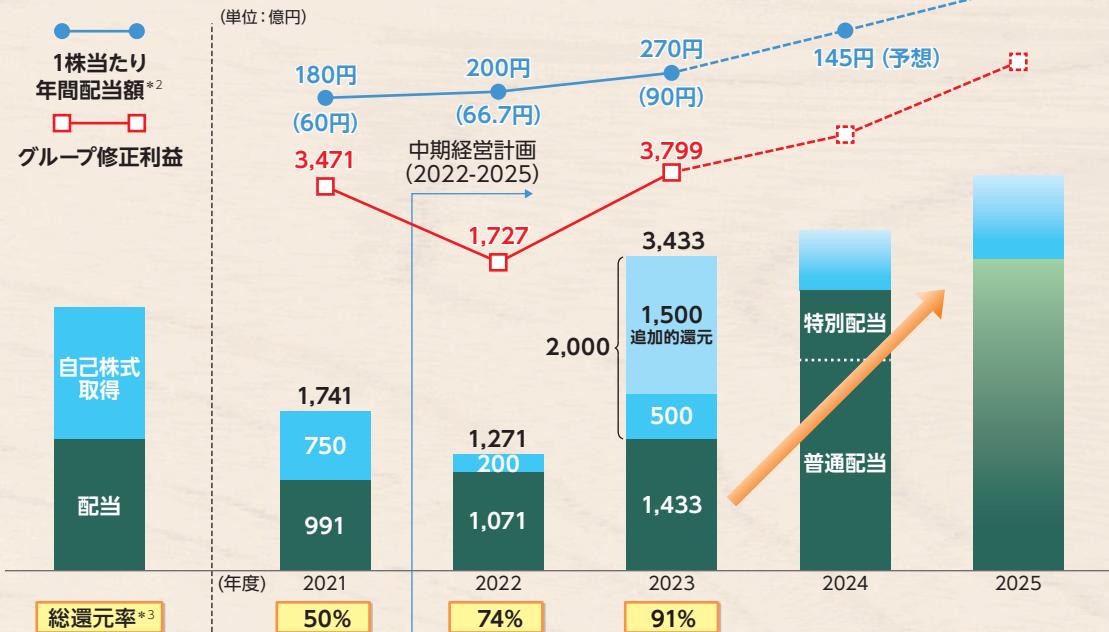
グループ中期経営計画（2022-2025）においてはグループ修正利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行ってまいります。このうち配当については、利益の成長に応じた普通配当を安定的に増加させつつ、政策株式の削減加速に伴う特別配当も行います。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施してまいります。

2023年度は、第1号議案に基づく期末配当を含めて1,433億円の配当と2,000億円の自己株式の取得^{*1}を実施いたします。

- *1 グループ修正利益を踏まえた500億円の株主還元と、資本水準調整を目的とする1,500億円の追加的還元の合計

中期経営計画(2022-2025)株主還元方針

- グループ修正利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を実施
- 普通配当は利益成長に応じて増配、政策株式の削減加速による利益は特別配当で還元
- 市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施



* 2 ()内は前ページ*3の換算を行った場合の配当額

* 3 (当年度に関する配当 (当年12月、翌年6月) + 次年度の定時株主総会開催日までに決定した自己株式の取得) ÷ 当年度のグループ修正利益

グループ修正利益の計算式

$$\text{グループ修正利益}^{*4} = \text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等繰入額}^{*5, *6} - \text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)} + \text{非連結グループ会社持分利益}$$

* 4 各調整額は税引後

* 5 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金

* 6 戻入の場合は減算

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当
1	再任 はら のり ゆき 原 典之	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）
2	再任 かな すぎ やす ぞう 金杉 恭三	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	新任 ふな びき しん いち ろう 船曳 真一郎	男性	執行役員 経営全般補佐
4	再任 ひ ぐち てつ じ 樋口 哲司	男性	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルインノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO
5	再任 しま ず とも ゆき 嶋津 智幸	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
6	再任 しら い ゆう すけ 白井 祐介	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
7	再任 ばん どう まり こ 坂東 真理子	女性	取締役（社外取締役） 社外取締役 独立役員
8	再任 とび まつ じゅん いち 飛松 純一	男性	取締役（社外取締役） 社外取締役 独立役員
9	再任 Rochelle Kopp ロッシェル・カップ	女性	取締役（社外取締役） 社外取締役 独立役員
10	再任 いし わた あけ み 石渡 明美	女性	取締役（社外取締役） 社外取締役 独立役員
11	再任 すず き じゅん 鈴木 純	男性	取締役（社外取締役） 社外取締役 独立役員

候補者
番号

1



はら のり ゆき
原 典 之

再任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	184,890株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1978年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
- 2010年4月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
- 2012年4月 同社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2015年4月 同社取締役 副社長執行役員
- 2016年4月 同社取締役社長 社長執行役員
当社執行役員
- 2016年6月 取締役執行役員
- 2020年6月 取締役社長 社長執行役員（現職）
- 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

（注）18ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

2



かな すぎ やす ぞう
金 杉 恭 三

再任

■ 生年月日	1956年5月29日生
■ 所有する当社株式の数	197,145株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1979年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2008年4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 2009年4月 同社執行役員
- 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
- 2011年4月 同社常務執行役員
- 2012年4月 当社執行役員
- 2012年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2014年6月 当社取締役執行役員
- 2016年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
- 2020年6月 当社取締役副会長 副会長執行役員（現職）
- 2022年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

3



ふな びき しん いち ろう
船 曳 真 一 郎

新任

- 生年月日 1960年5月11日生
- 所有する当社株式の数 150,480株

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、事務・システム、DX推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2021年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1983年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 2015年 4月 同社常務執行役員東京企業第一本部長
- 2017年 4月 同社取締役専務執行役員
当社執行役員
- 2019年 4月 専務執行役員
- 2020年 4月 執行役員（現職）
三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員
- 2021年 4月 同社取締役社長 社長執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：執行役員
経営全般補佐

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

（注）18ページに「複数の候補者に共通する注記」として船曳真一郎氏に関する内容を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

候補者
番号

4



樋 口 哲 司

再任

■ 生年月日	1961年6月24日生
■ 所有する当社株式の数	75,042株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1984年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2014年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
- 2015年4月 同社執行役員経営企画部長
- 2016年4月 同社取締役常務執行役員
- 2017年4月 当社執行役員
- 2018年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
- 2020年4月 当社専務執行役員
- 2020年6月 取締役専務執行役員
- 2021年4月 取締役 副社長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 副社長執行役員

総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、
海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として樋口哲司氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

5



しま ず とも ゆき
嶋 津 智 幸

再任

■ 生年月日	1963年3月16日生
■ 所有する当社株式の数	62,637株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	10/10回 (100%)*

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、損害サポート、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2015年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員人事部長
- 2016年4月 同社執行役員中国本部長
- 2018年4月 同社常務執行役員損害サポート本部長
- 2021年4月 同社取締役専務執行役員
当社執行役員
- 2023年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 (現職)
- 2023年6月 当社取締役執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員 経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

*嶋津智幸氏は2023年6月26日開催の第15期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として嶋津智幸氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

6



しら い ゆう すけ
白 井 祐 介

再任

■ 生年月日	1964年6月13日生
■ 所有する当社株式の数	36,756株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、コンプライアンスに携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1988年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2019年 4月 当社執行役員総合企画部長
- 2021年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
- 2022年 4月 同社取締役常務執行役員
当社執行役員
- 2022年 6月 取締役執行役員 (現職)
- 2023年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員 (現職)

- 当社における地位及び担当：取締役執行役員
経営全般補佐

- 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として白井祐介氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

7



ばん どう ま り こ
坂 東 眞 理 子

再 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1946年8月17日生
■ 所有する当社株式の数	20,700株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会最終時）	7年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政・教育分野における幅広い知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

- 1969年7月 総理府入府
- 1985年10月 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
- 1989年7月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年7月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年4月 埼玉県副知事
- 1998年6月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年1月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年4月 昭和女子大学学長
- 2014年4月 学校法人昭和女子大学理事長
- 2016年7月 昭和女子大学総長（現職）
- 2017年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：昭和女子大学総長

株式会社三菱総合研究所取締役（社外取締役）

株式会社イトーキ取締役（社外取締役）

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学、株式会社三菱総合研究所及び株式会社イトーキの間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として坂東眞理子氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

8



とび まつ じゅん いち
飛 松 純 一

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1972年8月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	6年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

- 1998年4月 弁護士登録
森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 弁護士
- 2004年6月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 2016年7月 飛松法律事務所 (現 外苑法律事務所) 弁護士 (現職)
- 2018年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士

株式会社キャンディル取締役 (社外取締役 (監査等委員))

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社キャンディルとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に、2021年3月から2023年12月まで社外取締役に就任していた株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年5月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。このうち2023年5月に判明した事実に関して、2024年2月、同社は金融庁より、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を受けました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行ってまいりました。
3. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

9



Rochelle Kopp
ロッシェル・カップ

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1964年6月29日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	4年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1986年6月 ZS Associates, Inc. ビジネスアナリスト
- 1987年6月 同社シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年8月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 国際広報スペシャリスト
- 1992年10月 IPC Group, Inc. コンサルタント
- 1994年7月 Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) (現職)
- 2015年1月 ビジネス・ブレイクスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
- 2019年4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と Japan Intercultural Consulting との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社ライトワークスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

候補者
番号

10



いし わた あけ み
石 渡 明 美

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1960年8月23日生
■ 所有する当社株式の数	1,200株
■ 取締役会への出席状況 (2023年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	2年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ESG活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
- 1985年12月 花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
- 2003年3月 同社ハウスホールド事業本部商品開発マネジャー
- 2005年12月 同社生活者研究センター室長
- 2010年3月 同社生活者研究センターセンター長
- 2015年3月 同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
- 2021年1月 同社エグゼクティブ・フェロー
- 2022年1月 同社特命フェロー
- 2022年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

11



すず き じゅん
鈴木 純

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1958年2月19日生
■ 所有する当社株式の数	7,500株
■ 取締役会への出席状況(2023年度)	10/10回(100%)*
■ 社外取締役在任年数(本定時株主総会終結時)	1年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

帝人株式会社帝人グループ駐欧州総代表、同社代表取締役社長執行役員 C E O等を歴任され、国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 帝人株式会社入社
- 2011年4月 同社帝人グループ駐欧州総代表
Teijin Holdings Netherlands B. V.社長
- 2012年4月 帝人株式会社帝人グループ執行役員
- 2013年4月 同社帝人グループ常務執行役員
- 2013年6月 同社取締役常務執行役員
- 2014年4月 同社代表取締役社長執行役員 C E O
- 2022年4月 同社取締役会長
- 2023年4月 同社取締役シニア・アドバイザー
- 2023年6月 同社シニア・アドバイザー(現職)
当社取締役(現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役(社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：出光興産株式会社取締役(社外取締役)

*鈴木純氏は2023年6月26日開催の第15期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と帝人株式会社及び出光興産株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、鈴木純氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として鈴木純氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂東真理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、坂東真理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東真理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
6. 坂東真理子及び飛松純一の両氏の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。
7. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。各候補者が保有する株式数は、当該株式分割後の株式数としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役千代田邦夫氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	くに 井	たい 泰	せい 成	新任	
	■ 生年月日				1959年6月12日生
	■ 所有する当社株式の数				0株

■ 社外監査役候補者とした理由

有限責任監査法人トーマツの包括代表を務められるなど、長年にわたり公認会計士としての実務に従事されております。國井泰成氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する専門的な知見及び同法人の経営の経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。当該知見及び経験を当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1985年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
- 1989年8月 公認会計士登録
- 2013年10月 有限責任監査法人トーマツ執行役 東京監査事業部長
- 2018年6月 同法人包括代表
- 2023年2月 國井泰成公認会計士事務所公認会計士（現職）

■ 重要な兼職の状況：國井泰成公認会計士事務所公認会計士

- (注) 1. 國井泰成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 國井泰成氏は社外監査役候補者であります。
3. 國井泰成氏が社外監査役に選任された場合、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

- (注) 4. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。國井泰成氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5. 当社又は当社の主要な子会社と國井泰成公認会計士事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と有限責任監査法人トーマツとの間には取引がありますが、その取引金額は同法人の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。國井泰成氏は2024年6月開催予定の住友商事株式会社の定時株主総会において社外監査役に選任された場合、同監査役に就任予定であります。当社又は当社の主要な子会社と当社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、同氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、國井泰成氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
7. 前ページ「社外監査役候補者とした理由」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。

〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

役員	スキル	企業経営	国際性	IT・デジタル	サステナビリティ	人事・人財育成	法務・コンプライアンス・内部監査	リスク管理	財務・会計	保険事業
原典之取締役		○	○		○	○	○	○		○
金杉恭三取締役		○	○		○	○	○			○
舩曳真一郎取締役		○	○	○	○	○	○			○
樋口哲司取締役		○	○	○	○	○	○	○	○	○
嶋津智幸取締役			○	○	○	○	○	○		○
白井祐介取締役					○		○	○		○
坂東真理子社外取締役		○	○		○	○	○			
飛松純一社外取締役			○				○			
ロッシェル・カップ社外取締役		○	○		○	○				
石渡明美社外取締役					○					
鈴木純社外取締役		○	○		○	○				
須藤敦子監査役								○	○	○
鈴木啓司監査役								○	○	○
植村京子社外監査役							○			
國井泰成社外監査役		○							○	

スキル	スキル充足要件
企業経営	企業等の社長またはC x Oの経験がある
国際性	海外部門・海外における勤務・役員経験がある 海外事業投資・提携の業務経験がある 海外事業に関する専門的な知見を有している
IT・デジタル	IT・デジタル部門における勤務・役員経験がある IT・デジタル分野の企業での勤務・役員経験がある IT・デジタル分野に関する専門的な知見を有している
サステナビリティ	サステナビリティ部門における勤務・役員経験がある サステナビリティに関する専門的な知見を有している
人事・人財育成	人事部門における勤務・役員経験がある 人事や人財育成に関する専門的な知見を有している
法務・コンプライアンス・内部監査	弁護士、裁判官、検察官の経験がある 法律事務所のパートナーの経験がある 法務・コンプライアンス・内部監査部門における勤務・役員経験がある
リスク管理	リスク管理部門における勤務・役員経験がある 保険数理に関する専門的な知見を有している
財務・会計	財務・会計部門における勤務・役員経験がある 財務・会計に関する専門的な知見を有している
保険事業	保険業界での勤務・役員経験がある

〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 十分な社会的信用を有すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて、以下 (1) ～ (3) を満たすこと。

(1) 適格性	<p>会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資料や報告から事実を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性
(2) 専門性	<p>経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。</p>
(3) 独立性	<p>次に掲げる者に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	<p>2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。 ② 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループCEO（以下「CEO」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めております。概要は以下のとおりです。

1. CEOの選任基準

- ・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
- ・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
- ・公平・公正さを備えている
- ・人財育成力を有している
- ・リーダーシップが発揮できる
- ・グローバルな対応力を有している
- ・グループベストを行動の基本としている

2. CEOの選任プロセス

- (1) CEOによる推薦
 - ・CEOは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。
 - ・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。
- (2) 人事委員会の審議
 - ・人事委員会はCEOからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
 - ・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。
- (3) 取締役会の決議
 - ・(1) (2) のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

3. CEO候補者の育成計画

CEOは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

- ・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
- ・国内事業会社、海外子会社の経営

4. CEOの解任プロセス

- (1) 社外取締役は、CEOが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりCEO以外の人事委員会委員と審議します。
その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。
- (2) 社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

〈ご参考〉信頼回復に向けた取組み

当社グループの三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、企業保険分野における保険料調整行為^(注)に関して、2023年12月、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受け、経営責任の明確化のための役員報酬の減額を含む業務改善計画を策定しました。このような事態を二度と発生させないよう、独占禁止法の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底やさらなるガバナンスの強化に向け、グループを挙げ全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

業務改善計画のポイント

グループのミッション・ビジョン・バリュー（以下「グループMVV」。次ページご参照。）に立ち返り、計画した各取組みを確実に実行し「お客さまの最善の利益」を追求する会社への変革を果たすことによって、業務の改善と信頼の回復に努めてまいります。

①適正な競争環境の構築	②適正な営業推進態勢・保険引受管理態勢の確立	③適切な法令等遵守態勢の確立	④健全な企業風土の醸成	⑤経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 政策株式のさらなる削減 ● 本業支援・出向基準の見直し ● 共同保険運営の適正化 ● 企業代理店のあり方を見直し ● 独占禁止法に関する規程・ルール整備と社員・代理店教育 	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業部門方針・評価の見直し ● 企業営業部門の態勢強化 ● 保険商品の採算管理強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 三線管理^(*)の実効性向上 ● 第二線の法務・コンダクトリスク検知力強化 ● 第三線の提言機能の強化 <p><small>(*)事業部門・管理部門・内部監査部門の機能をリスク管理の三つの防衛線として整理した概念</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣によるトップメッセージの発信とグループMVVの浸透 ● 人事制度・人事評価の見直し ● 社内コミュニケーションの活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会の一層の機能発揮 ● 監査役監査の強化 ● 持株会社による経営管理態勢の改善

当社の取組み

- ① グループ国内保険会社をはじめとする全グループ会社に対して適切な経営管理を行う態勢を構築し、グループ全体のガバナンスを強化**
 - 当社グループに内在するリスクをフォワードルッキングに検知してグループ内に展開し、自律的にリスクに対応
 - 社外監査役を含めたグループ内における監査役の連携を強化
 - 経営重要事項が当社に適時・適切に報告されるよう態勢を強化
 - 当社専任役員による事業会社の経営会議への参加
 - 当社内部監査部門による事業会社に対するモニタリングを強化

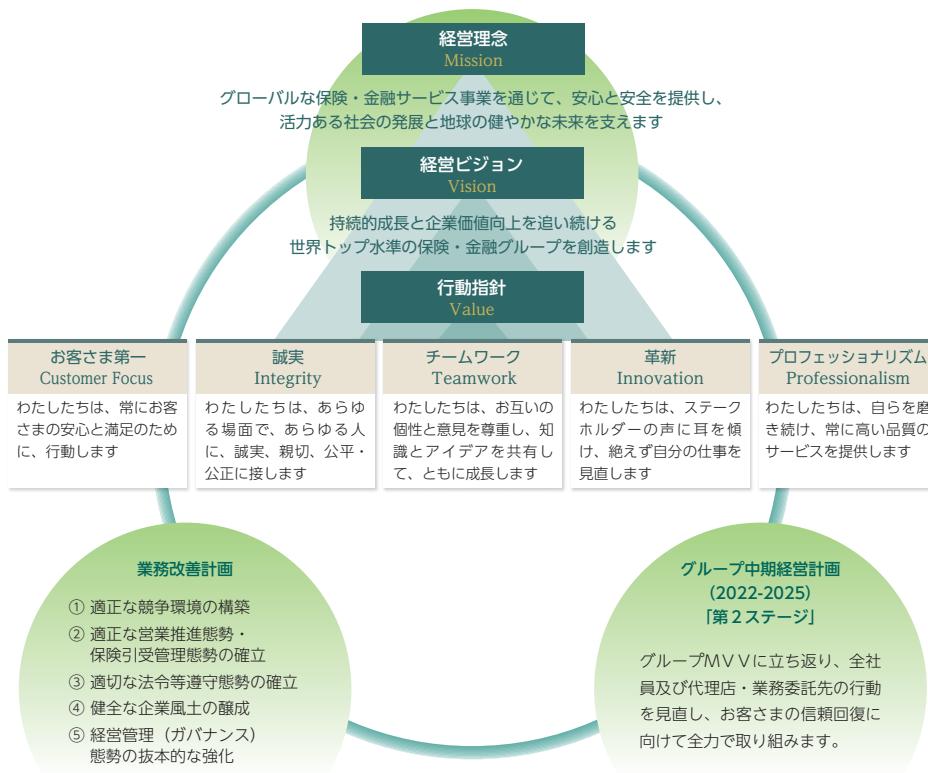
- ② 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の着実な履行を監督・指導**

(注) 1つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受ける共同保険の取引において、お客さまに提示する保険料の水準等の情報を保険会社の間で事前に伝達した事例などが確認されました。その主な原因として、企業保険分野においては他の保険会社との接触機会が多いことなど独占禁止法に抵触するリスクがあったこと、こうした環境を踏まえた対応を経営陣が十分に検討しなかったことなどがあると分析しております。

グループMVVの浸透と実践

当社グループは、2010年4月のグループ創業時に、目指す企業グループ像を明確にするため経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を定めております。業務の改善を進めていくにあたって、このグループMVVに立ち返ることを再確認したうえで、経営トップによるメッセージの発信等さまざまな取組みを通じて、全役職員にグループMVVに基づく行動の再徹底を図っております。

また、2024年度からスタートしたグループ中期経営計画（2022-2025）第2ステージにおいても、持続的成長と企業価値向上に向けた「ビジネススタイルの大変革」をテーマとして掲げており、グループMVVの浸透と行動変革にさらに取り組んでまいります。



※三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の概要は以下のウェブサイトに掲載しております。

● 三井住友海上 https://www.ms-ins.com/news/fy2023/pdf/0229_1.pdf

● あいおいニッセイ同和損保 https://aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2024/news_2024022901279.pdf



〈ご参考〉 政策株式の保有に関する方針の見直しについて

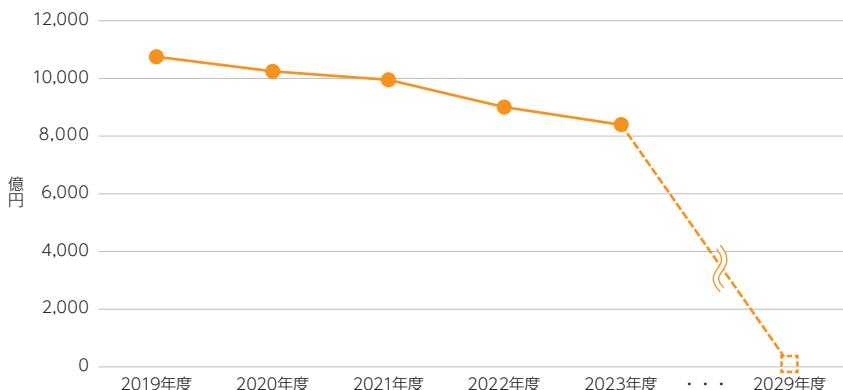
1. 政策株式の保有をゼロとする方針について

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤の構築に努めています。政策株式は主要な運用手段となってきましたが、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、以前から、政策株式の保有時価残高を大幅に削減する方針（2022年9月末比でおおむね半減する）とするとともに、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認してきました。

しかしながら、政策株式の保有が保険料調整行為を生じさせた要因の一つであるとの認識に至り、損害保険業界における適正な競争環境を確保するため、政策株式は保有しない方針を策定し、現在保有している上場の政策株式は、2029年度末までに保有をゼロとすることといたしました。この方針に基づき、既に取り組みを開始しております。

年度別	直近の削減実績					削減計画
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	1,118億円	1,027億円	1,181億円	2,066億円	2,442億円	
累計	7,834億円					6,750億円

政策株式の簿価の推移



2. 政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針及びスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、米国において、雇用者数の増加や個人消費の拡大等を背景に景気は堅調に推移しましたが、欧州では、物価高の影響等により景気に弱さが見られました。また、わが国経済は、原材料価格の高騰等の影響を受けつつも、経済活動の再開による内需の回復等により景気は緩やかに回復しました。

当社グループは、中期経営計画（2022-2025）に基づいて、「リスクソリューションのプラットフォーム」として、社会と共に成長することを目指し、「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するため、3つの基本戦略「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」に取り組みました。また、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といい、三井住友海上と合わせて「両社」といいます。）において企業保険分野の保険料を調整する行為が確認されたことを受け、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）の遵守等のコンプライアンスの徹底やガバナンスの強化を重要課題と位置付け、全役職員一丸となって取組みを進めました。

当期の業績は、海外事業における収益拡大や政策株式の売却の加速などにより、グループ修正利益は年初予想（3,500億円）を上回り、過去最高益である3,799億円となりました。また、資本効率においては、グループ修正ROEが年初予想（10.0%）を下回りましたが、修正予想である7.5%を上回る9.0%となりました。財務の健全性の観点では、ESRが目標レンジ（180～250%）内の229%となりました。

2024年1月に発生した令和6年能登半島地震につきましては、被災されたお客さまへ早期に安心を提供するため、対策本部や現地立会拠点を設置し多くの社員・鑑定人を動員して集中的に調査に当たるなど、迅速な保険金の支払いに努めました。

コンプライアンスの徹底・ガバナンスの強化

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、企業保険分野における保険料調整行為に関して、2023年12月、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受け、経営責任の明確化のための役員報酬の減額を含む業務改善計画を策定し金融庁に提出しました。また、両社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2023年12月、公正取引委員会による立入検査を受けました。

当社は、これらの事態を厳粛に受け止め、社会やお客さまからの信頼を回復すべく、グループの5つのValueである「お客さま第一」「誠実」「チームワーク」「革新」「プロフェッショナリズム」に立ち返って、両社とともにコンプライアンスの徹底・ガバナンスの強化など再発の防止と経営・業務の改善の取組みをさらに進めてまいります。

＜主な取組み＞

- ・経営トップメッセージの発信等を通じた、グループのミッション・ビジョン・バリューと「お客さま第一の業務運営」の浸透
- ・社内でも認識された重要な情報や疑問が経営・本社部門に迅速に伝わる仕組みの構築
- ・同業他社に対するメールのモニタリングなど3線管理（*1）の第1線に当たる営業部門への注意喚起
- ・リスクの予兆検知や第1線のコンプライアンスに関する実態の把握など第2線の機能強化
- ・経営に提言する態勢の構築などを通じた内部監査部門の機能強化
- ・独占禁止法を踏まえた社員の行動ルールの明確化やマニュアルの整備
- ・お客さま第一の業務運営を通じて収益性を確保する考え方に則った、営業部門の評価基準の見直し
- ・両社における各取組みの着実な遂行に対する適切な監督・指導

*1 3線管理

3ラインディフェンスともいい、第1線(現業部門)、第2線(管理部門)、第3線(内部監査部門)にそれぞれの役割に応じたリスク管理を担わせ、これら3つのラインが一体となって内部統制を実行していく考え方。

中期経営計画（2022-2025）3つの基本戦略の取組み

<p>Value (価値の創造)</p>	<p>「CSV×DX（*2）」のグローバル展開により、すべてのステークホルダーに価値を提供し、企業価値を向上させること、ビジネス・商品・サービスの収益性を高め、収益基盤を強化することを目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償・保障前後の商品・サービスの開発を進めるとともに、それを支えるグループデータ連携基盤を開発し活用を開始 ・自然災害の甚大化・頻発化やインフレの継続、大口の保険事故の増加を受けた商品改定（保険料率の適正化を含む）やアンダーライティング（*3）強化等、国内損害保険事業の収支改善策を推進
<p>Transformation (事業の変革)</p>	<p>新たなビジネスの創造等により、事業の構造を変革し事業環境の変化に適応すること、事業・商品・リスクポートフォリオを変革し、安定的な収益基盤を構築することを目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MS Transverse（*4）を通じた米国MGA（*5）市場の捕捉、MS Amlinの収益力の回復・拡大、トヨタリテール事業の収益改善 ・火災保険の収支改善（黒字化）と新種保険の収益拡大（新たなリスクに対応した商品の拡販）による、自動車保険中心のポートフォリオから利益の源泉が分散されたポートフォリオへの変革
<p>Synergy (グループシナジーの発揮)</p>	<p>1プラットフォーム戦略（*6）による業務品質と生産性の向上、グループの多様性を活かした連携強化による一層の成長の実現、グローバルベースでのシナジー発揮を目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社の間で本社機能の一体運営、共通業務に係る一体的な外部委託の拡大、支店等の拠点の同居などを推進 ・損保の販売チャネルを通じた生命保険の販売や、三井住友海上プライマリー生命の商品の三井住友海上あいおい生命における提携販売を推進 ・海外拠点との間でそれぞれが持つ商品・サービスや様々な知見を双方向で共有し活用する「TENKA Iプロジェクト」を推進

*2 CSV×DX

社会との共通価値の創造（Creating Shared Value）にデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）を掛け合わせることで生産性と競争力の向上を図り、持続的成長と企業価値向上を実現するための取組み。

- * 3 アンダーライティング
保険の契約を引き受ける際、引受けの可否を判断することや引受条件を決めること。
- * 4 MS Transverse
MS Transverse Insurance Group, LLC。以下同じ。
- * 5 MGA
保険会社から権限を付与され、保険募集に加えて引受けや損害額認定・査定の業務などの幅広い業務を担う代理店 (Managing General Agent)。
- * 6 1 プラットフォーム戦略
三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保のミドル・バック部門を中心に、グループで戦略的に差異を残すものを除いて共通化・共同化・一体化を進める取組み。

当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。



※ 海外の子法人等の一部において当期から国際財務報告基準第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」といいます。)を適用しており、2022年度の業績もこれを遡及適用した数値を記載しております。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりです。

国内損害保険事業

当社グループは、気候変動など社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長すべく、中核損害保険会社である三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保、ネット型自動車保険に特化した三井ダイレクト損害保険株式会社(以下「三井ダイレクト損保」といいます。)の3つの損害保険会社を通じて、CSVに資する商品・サービスを提供しております。

当期は、自然災害発生時においても損害調査を迅速かつ的確に進めるべく、デジタル技術の活用を一層推進するとともに、多様化するお客さまニーズに応えるため、インターネット等を通じて保険にご加入いただくネット型損害保険のサービスを拡充しました。

また、大手中古車販売店による不正な自動車修理費の請求が相次ぎ、多くのお客さまが被害にあわれたことを真摯に受け止め、販売店とは別に独自の調査を行って適正な修理費を速やかに見積もり、その結果に基づいて保険適用に関するお客さまの意向の再確認を順次進めました。加えて、不正請求の原因を分析し、これを防止・検知するための取組みを強化しました。

<主な取組み>

- ・不正請求を検知するシステムの導入や損害調査の方法などの業務プロセスの見直し
- ・お客さまに紹介する修理工場の品質に係る基準の見直しと点検の強化
- ・本社管理部門の保険金支払部門に対するモニタリングの強化

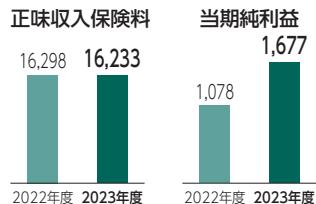
損害保険会社ごとの主な取組内容は、以下のとおりです。

	主な取組み	
三井住友海上	Fードラアルチェキプラン	フリート契約（*7）のお客さまが各ドライバーのアルコールチェックの結果や走行データをまとめて記録・管理する業務を支援する「Fードラアルチェキプラン」の提供を開始しました。
	A I音声による事故受付サービス	大規模な自然災害等お客さまからの事故連絡が集中した場合においてもその受付けなどのお客さま対応を迅速に行えるよう、一定の事故の連絡についてA I音声自動的に応答するサービスを開始しました。
あいおいニッセイ同和損保	タフ・見守るクルマの保険N e x T	安全運転の度合いを保険料に反映するテレマティクス自動車保険について、専用の車載機器を導入しなくてもスマートフォン上のカーナビアプリを通じて利用でき、より利便性の高い「タフ・見守るクルマの保険N e x T」の販売を開始しました。
	A I不正検知システム	自動車の修理費に関する不正請求を検知するため、修理費の水準など請求の傾向を修理工場ごとに把握しA Iを活用して分析するシステムを開発しました。
三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保	事故発生リスクA Iアセスメント	交通事故の発生箇所、道路構造、人流などのデータを組み合わせ、A Iを活用して事故発生リスクを評価・可視化するサービス「事故発生リスクA Iアセスメント」について、全国の自治体や企業への販売を開始しました。
三井ダイレクト損保	強くてやさしいクルマの保険	「強くてやさしい」ブランドを具現化すべく、データを活用してお客さまとの連絡を最適なタイミングで行い、一人ひとりのお困りごとやご不安を丁寧に解消するサービスを開始しました。また、「人とデジタルのベストミックス」によってお客さまに最適なサポートを行う「あなたのコンシェルジュ」サービスを提供しました。

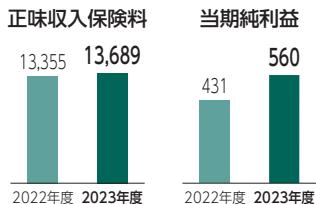
*7 フリート契約
10台以上の自動車について保険に加入しているお客さまとの契約。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

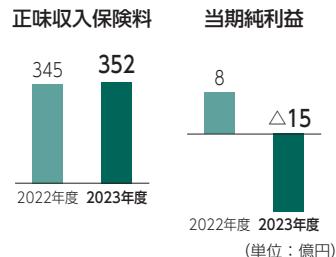
■ 三井住友海上



■ あいおいニッセイ同和損保



■ 三井ダイレクト損保



国内生命保険事業

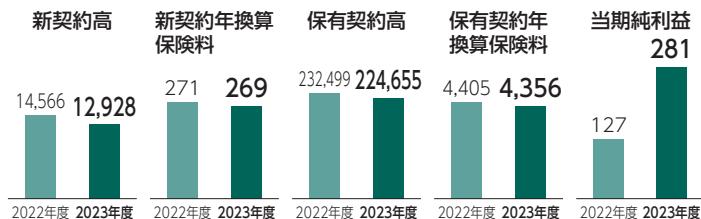
当社グループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）と三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）は、人生100年時代の社会課題である「健康寿命の延伸」「資産寿命の延伸」を解決するための商品・サービスを提供しました。

三井住友海上あいおい生命では、健康に不安のあるお客さまも加入しやすく、保障内容も充実した「& L I F E 医療保険 A セレクト（引受緩和型）」や介護・認知症への備えに対するお客さまのニーズに合わせて保障範囲や給付金の受取方法を選べる介護保険「& L I F E 介護保険 C セレクト」を発売し、商品を拡充しました。サービスについても、お客さまの健康をトータルでサポートするヘルスケアサービス「MS A ケア」について、保険契約者自身に加えて、保険契約者が法人や団体である場合にはその従業員や構成員にも利用いただけるよう対象者の範囲を拡大したほか、生活習慣病の予防・改善につながるサービスや介護・認知症に関連するサービスを追加して内容を拡充するなど、保障と保障前後のサービスを一体で提供する取組みを進めました。

三井住友海上プライマリー生命では、運用成績に応じて上昇した年金額がその後の運用状況によって下がることがない年金保険や、死亡・高度障害状態に備えながら資産形成を行うことができる変額保険、資産形成を気軽に始めたいというニーズに応えるスマートフォン完結型の変額年金保険の販売を開始しました。また、外貨建て保険や変額年金保険などのリスク性金融商品を販売した後のお客さまへのアフターフォローを支援するため、金融機関代理店向けの研修コンテンツを開発するなど、お客さま第一の業務運営を実践する取組みも行いました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

■ 三井住友海上あいおい生命



■ 三井住友海上プライマリー生命



(単位：億円)

海外事業

当社グループでは、グループ中期経営計画で掲げるMS Amlinの収益拡大、アジア市場の成長捕捉、トヨタリテール事業の持続的成長、事業投資による成長加速及びグループシナジーの発揮に取り組み、前期の2倍以上の収益を挙げました。

MS Amlinにおいては、米国のハリケーンなど自然災害リスクの引受けを削減しつつそれ以外のリスクの引受けを拡大するとともに、市場環境を踏まえて保険料の引上げを行ったことにより、収益が拡大しました。また、アジア市場においては、プラットフォームと連携しデジタル技術を活用したリテール市場の開拓や、MS First Capital Insurance Limitedの高いアンダーライティング力など各拠点の強みを活かした企業マーケットの開拓に引き続き努めたことにより、収益が順調に拡大しました。

トヨタリテール事業については将来にわたる収益の改善に資する活動を進めました。当期の収益は、欧州における自動車盗難の増加やインフレの影響を受けて前期を下回りましたが、事業環境の変化を踏まえ、収益性の低い事業からの撤退を含めた選択と集中により収益性の改善を図る方針を定め、事業計画を見直しました。

事業投資については、米国保険市場におけるプレゼンス拡大を目指して買収したMS Transverseを通じて、成長する米国のMGA市場を捕捉する取組みを開始しました。

海外保険子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。



(単位：億円)

※ 海外の子法人等の一部において当期からIFRS第17号を適用しており、2022年度の業績もこれを遡及適用した数値を記載しております。

デジタル・リスク関連サービス事業

MS & ADインターリスク総研株式会社を中核に、デジタル・データを活用した補償・保障前後のサービスの開発・提供にグループ一体で取り組みました。

当期は、中小企業を対象としたサイバーリスク診断サービス「MS & ADサイバーリスクファインダー」や全世界の気候変動・洪水リスク評価が可能なクラウド型サービス「洪水リスクファインダー」の提供を開始しました。また、人的資本に関する企業の取組みについて、他社のデータとの比較を通じて取組水準の可視化や取組状況の診断を行う「人的資本取組診断サービス」を提供しました。

金融サービス事業

当社グループでは、社会課題や環境変化、お客さまニーズを踏まえ、グループの総合力を使ってビジネスを展開することにより、保険だけにとどまらない多様な商品・サービスを提供しました。

三井住友海上では、企業の福利厚生の一助として従業員の生涯収支のシミュレーションを行い資産形成をサポートするサービス「人生100年ラウンジ」の提供、自然災害や異常気象による経済的損失の軽減を図る天候デリバティブの販売に注力しました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、長寿社会における資産形成ニーズに応えるべく、企業向け・個人向けの確定拠出年金商品を引き続き販売しました。

サステナビリティ推進

中期経営計画の基本戦略を支える基盤取組みの一つであるサステナビリティについては、「地球環境との共生 (Planetary Health)」「安心・安全な社会 (Resilience)」「多様な人々の幸福 (Well-being)」の各重点課題に取り組みました。

<主な取組み>

<p>地球環境との共生 (Planetary Health)</p>	<p>2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、保険引受・投融資における、温室効果ガスの排出量削減に関する2030年度までの中間目標を設定しました。また、化石燃料を扱う事業、自然資本や地域社会に負の影響を与える可能性がある事業に係る新規取引を対象に、環境・社会リスク評価や新たな取引制限を導入しました。自然資本の分野では、「自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 開示提言」の公表に先がけて、気候関連財務情報開示と自然関連財務情報開示を統合したレポートを発行しました。</p>
<p>安心・安全な社会 (Resilience)</p>	<p>企業活動のサプライチェーン全体におけるサイバーセキュリティ対策を支える保険やテレマティクス技術を活用した自動車保険、事故・災害の予防サービスなど、新たなリスクに対応した商品・サービスを提供しました。また、自然環境の保全・再生や環境負荷の軽減、防災・減災などに取り組むMS&ADグリーンアースプロジェクトを通じて、洪水被害の防災・減災、脱炭素、水循環の健全化の各テーマに対する産官学連携した取組みを開始しました。</p>
<p>多様な人々の幸福 (Well-being)</p>	<p>人権デュー・ディリジェンスに基づき設定した3つの重点項目（「公平・公正なお客さま対応」「引受・投融資先、外部委託先における人権対応の考慮」「社員の健康への配慮と差別のない職場環境」）について、サプライチェーンにおける人権啓発研修の実施状況の確認など、予防・改善策の実施とその効果に対するモニタリングを行いました。 また、健康増進や未病・重症化予防につながる生命保険商品の提供、長寿に備える資産形成型商品・サービスの提供、エクイティ（公平性）の観点を重視したダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進に取り組みました。</p>

■ 対処すべき課題

今後のわが国を含む世界経済は、景気の緩やかな回復が持続することが期待される一方、中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクが懸念されます。

保険業界においては、企業保険分野における保険料調整行為と大手中古車販売店による自動車修理費の不正請求の2つの問題が相次いだことを受け、損害保険業界への信頼を回復するための徹底した取組みを行うことが急務となっております。また、地震など各種の災害に対して、迅速な保険金の支払いや、各種防災・減災サービスの提供を通じて社会のレジリエンスを高める社会インフラとしての役割を果たしていくことが一層強く求められております。

このような中、当社グループは、2024年度よりスタートした中期経営計画（2022-2025）第2ステージに基づき、グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」に立ち返って全役職員及び代理店・業務委託先の行動を見直すことにより、お客さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。そのうえで、デジタル技術の進展や人手不足の進行などの事業環境の変化を踏まえて計画に掲げた基本戦略やその基盤の取組みを進めてまいります。

【ビジネススタイルの大変革】

当社グループでは、保険料調整行為等の反省を踏まえて事業のあり方を見直し、「お客さま第一の業務運営」「ガバナンスの強化」「コンプライアンス」を基礎に据えて、「提供価値の変革」「事業構造の変革」「生産性・収益性の変革」を内容とするビジネススタイルの大変革を進めてまいります。

提供価値の変革

- **適正な競争環境の構築**
商品・サービスにおける競争優位性の強化
- **リスクソリューション提案力の強化**
「保険本来の機能」+「補償・保障前後のソリューション」の強化
- **引受管理の強化**
リスク関連情報・データを活用したアンダーライティング強化

事業構造の変革

- **新たな成長投資**
開拓余地・市場成長が見込める事業への新たな投資の拡充
- **デジタル・人財への投資**
生成AI等新たなソリューションへのDX投資、人的資本投資の拡大

生産性・収益性の変革

- **1プラットフォーム戦略の完遂**
本社機能の一体運営の推進、グループへの拡大
- **オーバースペックな業務の見直し**
ペーパーレス化・デジタル化推進
- **資産運用の強化**
市場環境の変化を踏まえた収益性の追求

お客さま第一の業務運営

- お客さま第一の業務運営の再徹底
- お客さま・社会の要請・期待に応える自発的な行動

ガバナンスの強化

- 経営陣によるガバナンス態勢強化
- 3ラインディフェンスにおける第2線・第3線の機能強化

コンプライアンス

- コンプライアンス知識・意識の向上
- リスクの予見、予兆検知能力向上
- モニタリング、知見の蓄積とグループ内共有

当社は、これらの取組みをグループ各社が確実に進め、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保がそれぞれの業務改善計画を着実に実行していくよう、持株会社としての経営管理態勢の強化、ガバナンスの発揮に引き続き取り組んでまいります。

【中期経営計画の基本戦略・基盤】

中期経営計画第2ステージでは、ビジネススタイルの大変革を進めつつ、お客さまと真摯に向き合い、お客さまと社会の課題を解決していくことにより、CSVの実現と持続的な成長を引き続き追求することとしております。レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループを実現するため、基本戦略「Value (価値の創造)」「Transformation (事業の変革)」「Synergy (グループシナジーの発揮)」と基本戦略を支える基盤「サステナビリティ」「品質」「人財」「ERM」それぞれについて着実に取組みを進めてまいります。

基本戦略	<p>Value (価値の創造)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">提供価値の変革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術・データを活用した補償・保障前後を含む新たな商品・サービスの開発・収益化を推進し、お客さま・社会の課題解決を実現します。 ・ 自然災害ロス等の増加、インフレの継続等の事業環境変化を踏まえ、自動車保険・火災保険の収益力強化、生産性の向上を図ります。
	<p>Transformation (事業の変革)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業構造の変革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内損保市場の中長期的な成長鈍化を踏まえ、海外事業・生保事業の拡大により、分散の効いた事業ポートフォリオを実現します。また、事業管理の高度化(業績改善や不採算事業の見極め)による資本効率向上を図ります。 ・ 生成AI等デジタル技術の急速な進化と利活用の加速を踏まえた最適なソリューションを追求することで、ビジネススタイル変革を進め、事業の変革に取り組みます。
	<p>Synergy (グループシナジーの発揮)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生産性・収益性の変革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人手不足の進行等を踏まえ、1プラットフォーム戦略の推進によるグループ会社間のシナジーを発揮し、持続可能な事業運営体制の構築とさらなる効率化と品質向上に取り組みます。 ・ 加えて、グループ各社の顧客基盤を活かした生損および生保2社間の提携販売の拡大や、本社と海外拠点間のコミュニケーションを強化し、国内外でノウハウの相互展開を推進します。

基盤	<p>サステナビリティ</p> <p>ステークホルダーと当社双方にとって重要度が高い社会課題の解決を目指し、3つの重点課題「地球環境との共生 (Planetary Health)」「安心・安全な社会 (Resilience)」「多様な人々の幸福 (Well-being)」に統合的に取り組みます。</p>	<p>品質</p> <p>保険料調整問題等を踏まえ、従来の品質取組みに加えて、業務運営ルールの明確化や第2線・第3線のリスク管理態勢の強化を行い、代理店も含めたお客さま第一の業務運営・コンプライアンスの再徹底を図ります。</p>	<p>人財</p> <p>人手不足の進行に対応するため、人的資本への投資を拡大し、社員のエンゲージメントの向上を図ります。</p>	<p>ERM</p> <p>法務リスク・コンダクトリスク等の定量化が難しいリスクの定性的な評価とガバナンス態勢を強化します。また、次期中期経営計画期間^(*)末に政策株式の保有ゼロを実現することにより、リスクの削減と資本効率の向上を図ります。ROEの向上に向けて、各事業会社が利益創出力を強化するとともに資本収益性を高めていきます。</p>
----	---	---	--	---

【事業領域別の取組み】

主な事業領域別の取組方針は以下のとおりです。

国内損害保険事業においては、保険料調整行為等の反省を踏まえ、お客さま第一の業務運営をあらためて徹底して、お客さまに向き合った企業活動を実践してまいります。また、自然災害の甚大化・頻発化、再保険市場のハード化、インフレの継続等の保険引受損益の悪化要因を踏まえつつ、自動車保険、火災保険及び新種保険の収益力強化を図ります。

国内生命保険事業においては、長期的な人口減少や高齢化社会の進展等の環境変化に対応した商品・サービスの開発や販売チャネル・販売管理態勢の強化を進めます。また、三井住友海上あいおい生命と三井住友海上プライマリー生命それぞれの商品特性に応じた資産運用を基本としつつ、金利等の市場の変動を捉えて運用収益の拡大に取り組んでまいります。

海外事業においては、MS Amlinのロイズ・再保険事業の安定的な拡大やトヨタリテール事業の収益改善に取り組むとともに、米国・アジア事業のさらなる拡大を図るため事業投資等を検討し、リスク分散を図りつつ資本効率の向上・企業価値向上を実現してまいります。

資産運用においては、金利上昇などの市場環境の変化に対応しつつ、時価純資産価値（*9）を持続的に拡大するため、分散されたポートフォリオを構築してグループ全体のリスク対比リターン向上を図るとともに、政策株式の削減を加速してまいります。また、グループ各社の運用方針・戦略・計画や投資情報の共有、人材育成や外国資産運用に係る共通プラットフォームの活用等を通じてグループ内の知見やリソースを有効に活用してまいります。

金融サービス事業においては、資産形成関連ビジネスにおける多様な商品・サービスや、ESGに係るお客さまの取組みをサポートするリスクソリューションなどを提供することにより、安定的な収益を確保してまいります。

デジタル・リスク関連サービス事業においては、お客さまのリスク状況を把握したうえで事故の回避や損害の回復に資するソリューションを提供するビジネスモデルを事業化し、お客さまへの提供価値向上に取り組めます。また、当社グループの販売網を最大限活用して補償・保障前後のソリューションを提供することにより、事故の予防・削減を通じて収支改善を実現するとともに、より多くのお客さまに安心と安全をお届けしてまいります。

*8 次期中期経営計画期間

2026年度から2029年度の4年間を予定。

*9 時価純資産価値

経済価値ベースで評価した時価資産から時価負債を控除した差額であり、実質的な自己資本のこと。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率などの比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

(ご参考) 中期経営計画第2ステージで目指す姿について

1. 定性目標

引き続き、「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」の実現を目指します。

レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ

リスクソリューションのプラットフォーマーとして

気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長していく

- 経済的な損失の補てんに加えて、補償・保障前後における商品・サービスをシームレスに提供する
- デジタルを活用したマーケティング、アンダーライティング、損害サービス、リスクコンサルティングにより、最適なソリューションを提供する

2. 定量目標

グループのIFRS移行時期を2025年度末とすることに伴い、従来のIFRS純利益・修正ROEに加え、グループ修正利益・グループ修正ROEを目標とします。

目 標

IFRS純利益

2025年度 **4,500億円**

グループ修正利益

2025年度 **7,600億円**
(除く政策株式売却加速影響 **4,500億円**)

修正ROE^{※1}

2025年度 **12%**

グループ修正ROE^{※2}

2025年度 **16%**
(除く政策株式売却加速影響 **10%**)

※1：IFRS純利益÷(IFRS純資産－政策株式の含み損益)
IFRSでは、政策株式の売却損益が純利益に含まれなくなることから、ROEの分母(純資産)・分子(純利益)の基準を揃えるため、純資産から政策株式の含み損益を除きます。

※2：グループ修正利益÷グループ修正純資産
修正純資産＝連結純資産＋異常危険準備金等－のれん・その他無形固定資産

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当期)
経 常 収 益	4,892,244	5,132,042	5,250,794	6,572,889
経 常 利 益	306,524	390,499	292,262	416,440
親会社株主に帰属する当期純利益	144,398	262,799	211,006	369,266
包 括 利 益	753,938	310,470	△25,734	1,527,696
純 資 産 額	3,126,657	3,302,749	3,139,501	4,513,562
総 資 産	24,142,562	25,033,846	24,349,984	26,960,207

(注) 海外の子法人等の一部において当期からIFRS第17号を適用しており、2022年度についてもこれを遡及適用した数値を記載しております。

ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	216,887	124,693	179,756	151,407
受取配当金	216,724	124,536	179,589	151,295
保険業を営む子会社等	215,825	122,657	177,550	148,427
その他の子会社等	899	1,878	2,038	2,868
当期純利益	232,030	117,016	174,315	146,111
1株当たり当期純利益	137円01銭	70円41銭	107円75銭	91円62銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,766,273	1,700,359	1,687,398	1,706,225
保険業を営む子会社等株式等	1,496,497	1,422,745	1,425,216	1,425,216
その他の子会社等株式等	42,050	47,321	54,003	70,100

(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2020年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の設備投資状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
(保険持株会社)	
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	22
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	11,595
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8,082
三井ダイレクト損害保険株式会社	14
(国内生命保険事業)	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,089
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	424
(海外事業)	
海外保険子会社	2,906
その他	87

ロ 重要な設備の新設等

事業セグメント	内容
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	千里ビルに係る土地及び建物の売却

(5) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	100.0%	—
a u 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業務	2010年2月23日	3,150百万円	49.0% (49.0%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
リトルファミリー少額短期保険株式会社	東京都品川区	少額短期保険業務	2019年8月1日	575百万円	98.1% (98.1%)	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャー キャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業、 投資助言・代理業	1985年7月15日	2,000百万円	15.0% (15.0%)	—
MS & ADインターリスク総研株式会社	東京都千代田区	リスクマネジメント・ コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	1,494百万米ドル (226,274百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (757百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (757百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Specialty Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (757百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Insurance Group, LLC	アメリカ合衆国 デラウェア	持株会社	2018年6月26日	107,695千米ドル (16,306百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ガラス	損害保険業務	1982年11月18日	5,000千米ドル (757百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Insurance Company	アメリカ合衆国 ガラス	損害保険業務	1961年3月14日	4,200千米ドル (635百万円)	100.0% (100.0%)	—
TRM Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ガラス	損害保険業務	1987年11月5日	4,200千米ドル (635百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	4,500千米ドル (681百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (378百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千 ブラジルリアル (18,710百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Europe Limited	イギリス ロンドン	持株会社	2017年11月8日	490,010千英ポンド (93,699百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance UK Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2017年12月11日	200,100千英ポンド (38,263百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (325百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (76百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (994百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	80,700千英ポンド (15,431百万円)	100.0% (100.0%)	—
Leadenhall Capital Partners LLP	イギリス ロンドン	投資運用業	2008年4月30日	2,850千米ドル (431百万円)	80.0% (80.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,679百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	184,000千ユーロ (30,036百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (816百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	パミューダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Insurance SE	ベルギー ブリュッセル	損害保険業務	2016年1月4日	140,000千ユーロ (22,853百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE	ルクセンブルク セナングルベル	損害保険業務	2004年11月12日	71,875千ユーロ (11,732百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (37,382百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,970百万円)	99.9% (99.9%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (8,657百万円)	100.0% (100.0%)	—
Challenger Limited	オーストラリア シドニー	持株会社	1985年9月13日	2,524百万 オーストラリアドル (248,895百万円)	15.2%	—
MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (11,994百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	2004年9月8日	1,625百万香港ドル (31,443百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	2009年1月23日	1,000百万中国元 (20,830百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (10,415百万円)	100.0% (100.0%)	—
BOCOM MSIG Life Insurance Company Limited (交銀人寿保險有限公司)	中華人民共和国 上海	生命保険業務	2000年7月4日	5,100百万中国元 (106,233百万円)	37.5%	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,830百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月2日	2,988百万 インドルピー (5,438百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Financial Services Limited	インド ナワーンシェヘル	持株会社	1988年2月24日	690,065千 インドルピー (1,255百万円)	21.9% (21.9%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年7月11日	19,188百万 インドルピー (34,922百万円)	— (—)	—
PT. MSIG Life Insurance Indonesia Tbk	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年7月17日	210,000百万 インドネシアルピア (1,995百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (950百万円)	80.0% (80.0%)	—
Ceylinco Insurance PLC	スリランカ コロンボ	持株会社	1987年2月11日	1,324百万 スリランカルピー (662百万円)	15.0% (15.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年4月14日	142,666千 タイバーツ (593百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マニラ	損害保険業務	1965年10月1日	350,000千 フィリピンペソ (941百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年4月28日	1,511百万 マレーシアリング (48,339百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千 マレーシアリング (6,396百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Sokxay Insurance Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2023年6月1日	54,352百万 ラオスキーブ (391百万円)	35.0% (35.0%)	—

- (注) 1.上表は重要な子会社及び関連会社について記載しております。
2.資本金欄の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3.当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。
4.三井住友DSアセットマネジメント株式会社、Challenger Limited、Max Life Insurance Company Limited及びCeylinco Insurance PLCに対する持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

(6) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柄澤 康喜	取締役会長 会長執行役員	—	—
金杉 恭三	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長	—
原 典之	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員	—
樋口 哲司	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO	—	—
嶋津 智幸	取締役 執行役員 経営全般補佐	三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員	—
白井 祐介	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
坂東真理子	取締役 (社外取締役)	昭和女子大学総長 株式会社三菱総合研究所取締役 (社外取締役) 株式会社イトーキ取締役 (社外取締役)	—
飛松 純一	取締役 (社外取締役)	外苑法律事務所弁護士 株式会社キャンディル取締役 (社外取締役 (監査等委員))	—
ロッシェル・ カップ	取締役 (社外取締役)	Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社外取締役)	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石渡 明美	取締役 (社外取締役)	—	—
鈴木 純	取締役 (社外取締役)	出光興産株式会社取締役 (社外取締役)	—
須藤 敦子	監査役 (常勤)	—	—
鈴木 啓司	監査役 (常勤)	—	—
千代田邦夫	監査役 (社外監査役)	寺崎電気産業株式会社取締役 (社外取締役 (監査等委員)) 星和電機株式会社取締役 (社外取締役 (監査等委員))	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
植村 京子	監査役 (社外監査役)	深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役 (社外取締役)	—

(注) 1.当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役坂東眞理子氏、飛松純一氏、ロッシュェル・カップ氏、石渡明美氏及び鈴木純氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2.当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員 (執行役員を兼務する取締役を除きます。) は、次のとおりであります。

専務執行役員	田村 悟	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
常務執行役員	本島 なおみ	サステナビリティ推進部、DE&I担当、グループCSuO (サステナビリティ)
執行役員	船 曳 真一郎	経営全般補佐
執行役員	新納 啓介	経営全般補佐
執行役員	川手 環	海外事業企画部
執行役員	川辺 寿也	人事・総務部長
執行役員	早川 琢磨	資産運用、金融サービス事業
執行役員	津田 卓也	データマネジメント部、IT企画部、グループCIO (IT推進)、グループCISO (情報セキュリティ)
執行役員	大和田 博義	総合企画部長
執行役員	荒川 裕司	商品・再保険
執行役員	立松 博	販売

執行役員	本山 智之	デジタルイノベーション部、事務、グループCDO (DX推進)
執行役員	佐藤 満	損害サービス
執行役員	堀 幸子	リスク管理部長

3.2024年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	柄澤 康喜	
副会長執行役員	金杉 恭三	
社長執行役員	原 典之	グループCEO
副社長執行役員	樋口 哲司	総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO
専務執行役員	田村 悟	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
常務執行役員	本島 なおみ	サステナビリティ推進部、DE&I担当、グループCSuO (サステナビリティ)
執行役員	船 曳 真一郎	経営全般補佐
執行役員	新納 啓介	経営全般補佐
執行役員	嶋津 智幸	経営全般補佐
執行役員	川辺 寿也	人事・総務担当補佐
執行役員	白井 祐介	経営全般補佐
執行役員	早川 琢磨	資産運用、金融サービス事業
執行役員	津田 卓也	データマネジメント部、IT企画部、グループCIO (IT推進)、グループCISO (情報セキュリティ)
執行役員	大和田 博義	総合企画部長
執行役員	荒川 裕司	商品・再保険
執行役員	立松 博	販売
執行役員	本山 智之	デジタルイノベーション部、事務、グループCDO (DX推進)
執行役員	佐藤 満	損害サービス
執行役員	堀 幸子	リスク管理部長
執行役員(新任)	森本 浩徳	海外事業企画部

4.当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を1名選任しております。

補欠監査役	目黒 高三
-------	-------

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となった人数

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	
				金銭報酬	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役	13名	381	253	65	63
監査役	5名	80	80	—	—
計	18名	462	333	65	63

- (注) 1.支給人数には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 2.固定報酬には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名に対する報酬等を含んでおります。
 3.当事業年度において支給した取締役6名の業績連動報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬等の引当金繰入額との差額5百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、2019年2月14日、同年5月20日、2021年5月20日及び2022年12月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的といたします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度といたします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準といたします。

b. 決定プロセス

(a) 取締役の報酬等

- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で決定いたします。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬等の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言いたします。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重いたします。また、報酬等の額は、取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認したうえで決定いたします。

なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の助言が最大限尊重されていることや取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(b) 監査役の報酬等

- ・株主総会の決議により定められた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定いたします。

c. 報酬の概要

(a) 報酬の構成

	固定報酬	業績連動報酬	
		金銭報酬	株式報酬
取締役（社外役員を除きます。）	○	○	○
社外取締役（社外役員）	○	—	—
監査役	○	—	—

- ・固定報酬と業績連動報酬で構成いたします。社外取締役及び監査役は固定報酬のみといたします。
- ・固定報酬は役位別に定めております。
- ・業績連動報酬は会社業績を踏まえて決定いたします。
- ・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成しております。
- ・固定報酬は当事業年度に月例で支給し、業績連動報酬は事業年度終了後に支給いたします。
- ・役員報酬の標準的な構成比率は、役位に応じて次のとおりであります（社外取締役及び監査役を除きます。）。

<取締役社長>

業績連動報酬の比率を他の役位以上とする構成としております。

(標準割合)

【固定報酬】 50%	【業績連動報酬】 金銭報酬 25%	【業績連動報酬】 株式報酬 25%
---------------	-------------------------	-------------------------

<その他の役位>

役位に応じて固定報酬、業績連動報酬の割合が異なる構成としております。

(標準割合)

【固定報酬】 約60%～約70%	【業績連動報酬】 金銭報酬 約20%	【業績連動報酬】 株式報酬 約10%～約20%
---------------------	--------------------------	-------------------------------

(b) 株式報酬の内容

- ・ 株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除いたします。
- ・ 在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることといたします。

譲渡制限付株式報酬制度の概要	
対象取締役	社外取締役以外の取締役
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額 2 億円
割り当てる株式の種類	普通株式 (譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの)
割り当てる株式の総数（上限）	年13万株（*）
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

* 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

d. 業績連動報酬に係る業績指標等

- ・ 業績連動報酬は会社業績と連動し、財務指標と非財務指標をもとに決定いたします。
- ・ 財務指標と非財務指標は、グループ中期経営計画（2022-2025）を踏まえて選定したものであり、指標の内容及び選定理由は以下のとおりであります。

(a) 財務指標

- ・ 財務指標は、単年度の業績を役員報酬に反映するための指標であります。

指標	選定理由
グループ修正利益 ^(*1)	株主還元のための指標であるグループ修正利益、資本効率の指標であるグループ修正ROE及びグループの重要な業績指標である連結当期純利益を選定したものであります。 ※IFRS導入以降は、左記指標を、「IFRS純利益」及びIFRSベースの「修正ROE」に変更する予定であります。
連結当期純利益	
グループ修正ROE ^(*2)	

*1 グループ修正利益

連結当期利益 + 異常危険準備金等繰入額 - その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等） + 非連結グループ会社持分利益

*2 グループ修正ROE

グループ修正利益 ÷ 【修正純資産（連結純資産 + 異常危険準備金等 - のれん・その他無形固定資産）の期初・期末平均】

(b) 非財務指標

- ・非財務指標は、中長期の業績に寄与する取組みを役員報酬に反映するための指標であります。

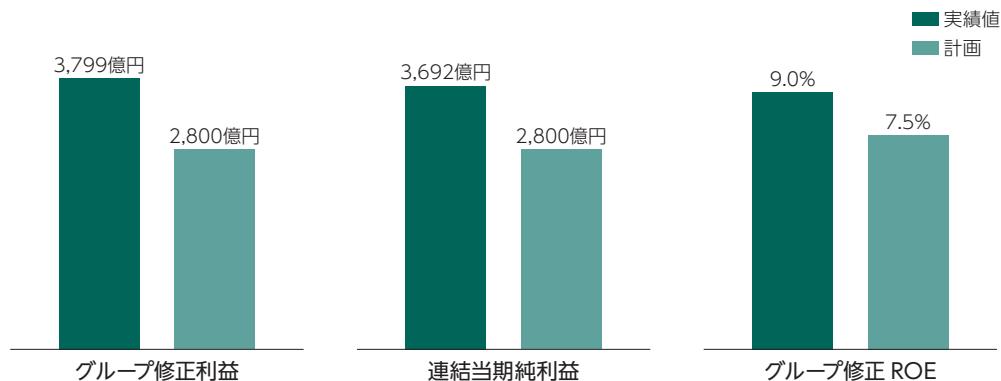
評価項目		選定理由
基本戦略	○Value (価値の創造) ○Transformation (事業の変革) ○Synergy (グループシナジーの発揮)	グループ中期経営計画 (2022-2025) の目指す姿である「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するための、「基本戦略」と基本戦略を支える「基盤」を、非財務指標の評価項目に選定したものであります。
基 盤	○サステナビリティ ○品質 ○人財 ○E R M	

(c) 財務指標、非財務指標の適用方法

- ・業績連動報酬の算定における財務指標と非財務指標の割合は、「50：50」を標準としております。
- ・適用係数は標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動いたします。
- ・業績連動報酬は、金銭報酬、株式報酬それぞれについて、役員別基準額をもとに、以下のとおり算定いたします。
金銭報酬：役員別基準額×会社業績係数 (財務指標×80%+非財務指標×20%)
株式報酬：役員別基準額×会社業績係数 (財務指標×20%+非財務指標×80%)
- ・金銭報酬は、財務指標の割合を非財務指標より高くすることにより、単年度の業績を、より反映する構成としております。
- ・株式報酬は、非財務指標の割合を財務指標より高くすることにより、中長期的な企業価値向上に寄与する取組みの評価を、より反映する構成としております。

(d) 当事業年度の財務指標、非財務指標の実績
 <財務指標>

	実績値	計画	計画比
グループ修正利益	3,799億円	2,800億円	135.7%
連結当期純利益	3,692億円	2,800億円	131.9%
グループ修正ROE	9.0%	7.5%	+1.5ポイント



<非財務指標>

評価項目	評価の結果
基本戦略	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。 ・社会課題の解決につながる新たな価値を提供する商品・サービスの開発・展開 ・事業、リスクポートフォリオの変革、デジタル・データを活用した新たなビジネスの追求 ・1プラットフォーム戦略の推進やグループシナジーの発揮 等
基盤	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準を下回る評価となりました。 ・サステナビリティの重点課題である、地球環境との共生、安心・安全な社会、多様な人々の幸福に関する取組み ・お客さまの声を起点とした商品・サービスの改善など、お客さま第一の業務運営 ・最適な人財ポートフォリオの構築や、D E & Iの推進など社員の能力・スキル・意欲を最大限に発揮する職場環境整備などの人財に関する取組み ・収益力と資本効率向上、政策株式削減など、E R M基盤強化に関する取組み 等

e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

<取締役の報酬>

2018年6月25日開催〔第10期定時株主総会〕

年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）であります。

2019年6月24日開催〔第11期定時株主総会〕

新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度を導入すること及び社外取締役以外の取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2億円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は7名であります。

<監査役の報酬>

2009年6月25日開催〔第1期定時株主総会〕

年額1億1,000万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(3) 責任限定契約・補償契約

イ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
(社外取締役) 坂東 真理子 石渡 明美 飛松 純一 鈴木 純 ロッシェル・カップ	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
(社外監査役) 千代田 邦夫 植村 京子	

ロ 補償契約

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等	当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担していません。被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
坂東 真理子 (社外取締役)	6年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に行政、人財育成分野やダイバーシティ推進などに関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会の内部委員会である報酬委員会では、委員長として役員報酬の審議に携わるとともに、人事委員会では、委員として役員人事の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
飛松 純一 (社外取締役)	5年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員長としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しております。また、取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
ロッシェル・カップ (社外取締役)	3年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	<p>取締役会等において主に異文化コミュニケーションに関する豊富な知見や日本及び海外における経営コンサルタントとしての経験に基づき、会社から独立した立場で経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。</p> <p>取締役会の内部委員会である人事委員会では、委員長として役員人事の審議に携わるとともに、報酬委員会では委員として役員報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。</p>
石 渡 明 美 (社外取締役)	1年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	<p>取締役会等において主にサステナビリティに関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で消費者目線での助言や、経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。</p> <p>取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員的人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。</p>
鈴 木 純 (社外取締役)	9か月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しております。	<p>取締役会等において主に大企業での企業経営者としての豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。</p> <p>取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員的人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。</p>
千代田 邦 夫 (社外監査役)	7年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会11回のうち10回に出席しております。	<p>取締役会、監査役会において主に公認会計士としての会計及び監査に関する豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
植村京子 (社外監査役)	6年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会、監査役会において主に弁護士としての豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。

(注) 各氏の在任期間は、就任日から2024年3月31日までの期間であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8名	96	—

- (注) 1.支給人数には、当事業年度中に退任した社外役員1名を含んでおります。
 2.保険持株会社からの報酬等には、当事業年度中に退任した社外役員1名に対する報酬等を含んでおります。
 3.保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役72百万円、社外監査役24百万円であります。

(4) 社外役員の意見

「3 社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

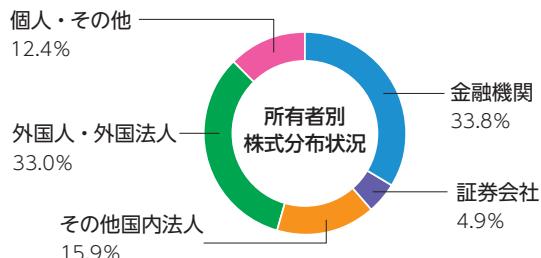
4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 536,071千株

- (注) 1.2023年7月25日に譲渡制限付株式報酬として普通株式104千株を発行したことにより、発行済株式の総数が前期末と比べて104千株増加しております。
- 2.当社は2024年2月29日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は2,700,000千株、発行済株式の総数は1,608,214千株となりました。



(2) 当年度末株主数 98,369 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	75,762	14.3
トヨタ自動車株式会社	52,610	9.9
日本生命保険相互会社	36,325	6.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	26,808	5.1
JP MORGAN CHASE BANK 380055	13,037	2.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,163	1.7
JPモルガン証券株式会社	7,631	1.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,036	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,555	1.2
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,501	1.2

(注) 1.持株比率は自己株式（5,968,606株）を控除して計算しております。

2.当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役（社外役員を除きます。）	13,317株	6名
社外取締役（社外役員）	—	—
取締役以外の会社役員	—	—

- (注) 1.当社の株式報酬制度の概要につきましては、「2 会社役員に関する事項 (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。
- 2.当社取締役（社外役員を除きます。）は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として本表に記載の株式を交付されましたが、上記のほか、当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として8,544株の株式を交付されております。
- 3.当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 菅野 雅子 指定有限責任社員 廣瀬 文人 指定有限責任社員 石井 顕一	82	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンス対応支援業務についての対価を支払っております。 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1.当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は848百万円であります。
2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

8 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

9 その他

該当事項はありません。

2023年度 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	2,911,347	保険契約準備金	19,198,037
買入金銭債権	184,200	支払備金	2,884,811
金銭の信託	2,420,170	責任準備金等	16,313,226
有価証券	18,166,668	社債	715,045
貸付金	970,148	その他負債	1,733,681
有形固定資産	465,661	退職給付に係る負債	138,027
土地	216,914	役員退職慰労引当金	88
建物	186,265	賞与引当金	34,189
リース資産	29,453	株式給付引当金	2,018
建設仮勘定	2,556	特別法上の準備金	231,871
その他の有形固定資産	30,472	価格変動準備金	231,871
無形固定資産	490,510	繰延税金負債	370,837
ソフトウェア	165,010	支払承諾	22,848
のれん	141,446	負債の部合計	22,446,645
リース資産	188	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	183,863	資本金	101,076
その他資産	1,178,311	資本剰余金	344,785
退職給付に係る資産	100,653	利益剰余金	1,634,444
繰延税金資産	59,388	自己株式	△ 36,841
支払承諾見返	22,848	株主資本合計	2,043,464
貸倒引当金	△ 9,701	その他有価証券評価差額金	2,237,147
		繰延ヘッジ損益	△ 48,402
		為替換算調整勘定	222,849
		退職給付に係る調整累計額	32,551
		在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△ 20,818
		その他の包括利益累計額合計	2,423,327
		新株予約権	391
		非支配株主持分	46,378
		純資産の部合計	4,513,562
資産の部合計	26,960,207	負債及び純資産の部合計	26,960,207

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	6,572,889
保険引受収益	5,107,033
正味収入保険料	4,261,736
収入積立保険料	31,658
積立保険料等運用益	36,836
生命保険料	735,249
その他保険引受収益	41,551
資産運用収益	1,417,724
利息及び配当金収入	427,085
金銭の信託運用益	314,111
売買目的有価証券運用益	59,170
有価証券売却益	228,739
有価証券償還益	4,875
特別勘定資産運用益	218,611
その他運用収益	201,968
積立保険料等運用益振替	△ 36,836
その他経常収益	48,130
持分法による投資利益	18,759
その他の経常収益	29,371
経常費用	6,156,448
保険引受費用	5,107,358
正味支払保険金	2,291,182
損害調査費	226,831
諸手数料及び集金	848,875
満期返戻金	151,929
契約者配当金	51
生命保険金等	483,054
支払備金繰入額	365,586
責任準備金等繰入額	734,752
その他保険引受費用	5,093
資産運用費用	215,527
金銭の信託運用損	64,443
有価証券売却損	75,703
有価証券評価損	3,217
有価証券償還損	40
金融派生商品費用	58,450
その他運用費用	13,671
営業費及び一般管理費	797,988
その他経常費用	35,574
支払利息	10,453
貸倒引当金繰入額	946
貸倒損	606
その他の経常費用	23,567
経常利益	416,440

科 目	金 額
特別利益	63,598
固定資産処分益	17,472
特別法上の準備金戻入額	46,126
価格変動準備金	46,126
特別損失	17,775
固定資産処分損失	5,935
減損損失	11,839
税金等調整前当期純利益	462,263
法人税及び住民税等	97,374
法人税等調整額	△ 7,930
法人税等合計	89,443
当期純利益	372,820
非支配株主に帰属する当期純利益	3,553
親会社株主に帰属する当期純利益	369,266

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

2023年度 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,175	流 動 負 債	4,896
現金及び預金	17,716	未 払 金	1,470
関係会社預け金	5,521	未 払 費 用	719
前 払 費 用	13	未 払 法 人 税 等	234
未 収 還 付 法 人 税 等	20,634	未 払 消 費 税 等	75
そ の 他	11,290	預 り 金	16
固 定 資 産	1,651,049	前 受 収 益	26
有 形 固 定 資 産	206	賞 与 引 当 金	510
建 物	182	そ の 他	1,842
工具、器具及び備品	24	固 定 負 債	306,788
無 形 固 定 資 産	575	社 債	299,900
ソ フ ト ウ ェ ア	575	資 産 除 去 債 務	242
投 資 そ の 他 の 資 産	1,650,267	繰 延 税 金 負 債	4,136
投 資 有 価 証 券	154,950	そ の 他	2,509
関係会社株式	1,429,452	負 債 合 計	311,684
関係会社出資金	65,864	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	1,382,659
		資 本 金	101,076
		資 本 剰 余 金	872,110
		資 本 準 備 金	730,331
		そ の 他 資 本 剰 余 金	141,779
		利 益 剰 余 金	444,363
		そ の 他 利 益 剰 余 金	444,363
		繰 越 利 益 剰 余 金	444,363
		自 己 株 式	△ 34,891
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,489
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,489
		新 株 予 約 権	391
		純 資 産 合 計	1,394,540
資 産 合 計	1,706,225	負 債 純 資 産 合 計	1,706,225

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	151,295	
	関係会社受入手数料	111	151,407
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	12,605	12,605
	営 業 利 益		138,801
営	業 外 収 益		
	受取配当金	13,278	
	未払配当金除斥益	88	
	その他の他	177	13,544
営	業 外 費 用		
	社債利息	3,620	
	その他の他	242	3,863
	経 常 利 益		148,482
	税引前当期純利益		148,482
	法人税、住民税及び事業税	△ 8,506	
	法人税等調整額	10,877	2,371
	当 期 純 利 益		146,111

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 文 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 顕 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 瀬 文 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 顕 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び執行役員・内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員・従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員・従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、企業保険分野における保険料調整行為に関する金融庁からの業務改善命令、大手中古車販売店による自動車修理費の不正請求問題に対処し、お客さまからの信頼回復に取り組んでおります。監査役会としては、引き続きこの取り組みを監視・検証するとともに、グループガバナンスの強化に努めてまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 啓 司

常勤監査役 須藤 敦 子

監査役（社外監査役） 千代田 邦 夫

監査役（社外監査役） 植村 京 子

株主総会会場ご案内図

三井住友海上駿河台ビル (受付は1階にて行います。)
 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 電話 (03)3259-3111

株主総会の会場に車椅子で入場するなどご出席にあたってご希望のある株主さまは、6月17日(月)までに本冊子1ページに記載の当社ウェブサイトからご連絡ください。なお、ご希望に沿えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

交通機関のご案内

JR 中央線・総武線 **御茶ノ水駅**
聖橋口 より徒歩5分

東京メトロ ●千代田線 **新御茶ノ水駅**
 ●丸ノ内線 **淡路町駅**

都営地下鉄 ●新宿線 **小川町駅**
B3b出口 より徒歩1分
 (地下通路より直結しております。)

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。